

令和5年度

# いじめ防止基本方針

岩国市立由宇小学校

## 目 次

### 1 いじめに対する基本方針

- (1) 本校児童の実態や課題
- (2) いじめに対する基本姿勢
- (3) 児童の実態を踏まえた重点取組事項
- (4) 対応の視点

### 2 いじめについての共通理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態とは
- (4) いじめの解消

### 3 いじめ対策委員会の設置

- (1) 目的
- (2) 構成員
- (3) 協議内容
- (4) 組織図

### 4 いじめ防止等のための具体的な取組

- (1) 未然防止【いじめ予防】のための具体的な取組
- (2) 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】のための具体的取組
- (3) 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】のための具体的な取組
- (4) 重大事態への具体的対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

### 5 年間計画

## 1 いじめに対する基本方針

### (1) 本校児童の実態や課題

- 相手が気分を害するような言葉や言い方で話すことがある。
- 不満やストレスを、物や人にあたることで転化しようとするところがある。
- 正しい判断をせず、その場の雰囲気流されることある。
- 周囲からの声かけを素直に聞くことができず、相手のせいにして、身勝手な行動をしたりすることある。

### (2) いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめられている子を必ず守る」との認識のもと、毅然とした態度で対応する。
- 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、常に危機意識をもって対応する。
- 全教職員共通理解のもと、家庭・地域・関係機関との連携も含め組織的な対応を図る。

### (3) 児童の実態を踏まえた重点取組事項

#### 「豊かな心プロジェクト」の推進

#### ◎いじめの根絶

- 正しい言葉づかいの指導の充実（受け取った相手を傷つけてしまう言葉の指導の強化）
- 子どもに優しさや思いやりの心を育てる取組の充実
- いじめアンケートの実施の徹底
- 情報共有
- 児童会活動を通しての児童主体の取組

### (4) 対応の視点

- 未然防止【いじめの予防】
  - ・いじめは、人権問題であるとの認識の下、人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。
  - ・道徳教育や人権教育の徹底とともに、授業改善による学力向上、規範意識など社会性の育成、人間関係づくり、児童会の取組、教育相談、心の居場所づくりなど、総合的かつ効果的に推進する。
- 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
  - ・「現にいじめがあるのではないか」との危機意識を持ち、子どものサインを見逃さないための体制づくり、早期発見のための環境整備に努める。
- 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
  - ・暴力を伴わないいじめであっても軽重をつけず丁寧に対応する。
  - ・いじめ対策会議を開催し、迅速・的確かつ組織的な対応を図る。

・いじめ側、いじめられる側の双方に対し、適切で丁寧な指導・支援を、いじめが解消するまで粘り強く行う。

○重大事態への対応【生命、心身又は財産に大きな被害が生じたいじめへの対応】

・「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じたいじめについては、第三者を交えた調査委員会を設置して事実関係を明確にし、保護者や関係機関と連携しながら迅速・的確かつ誠意ある対応を行う。

## 2 いじめについての共通理解

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### (2) いじめの構造、特徴

○いじめは、加害者と被害者だけでなく、周りではやしたてる観衆、見て見ぬふりする傍観者の四層構造になっており、観衆や傍観者もいじめ側に入る。

○いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもので、多くの子が被害者や加害者の経験を持つ。

### (3) 重大事態とは

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### (4) いじめの解消

○いじめの解消については、下記の要件のうち少なくとも2つが満たさせている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係わる行為が止んでいること

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさら

に長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

### 3 いじめ対策委員会の設置

#### (1) 目的

- ・いじめに対する取組が、体系的・計画的・組織的・具体的に行われるようにするためにこの会議を設置する。

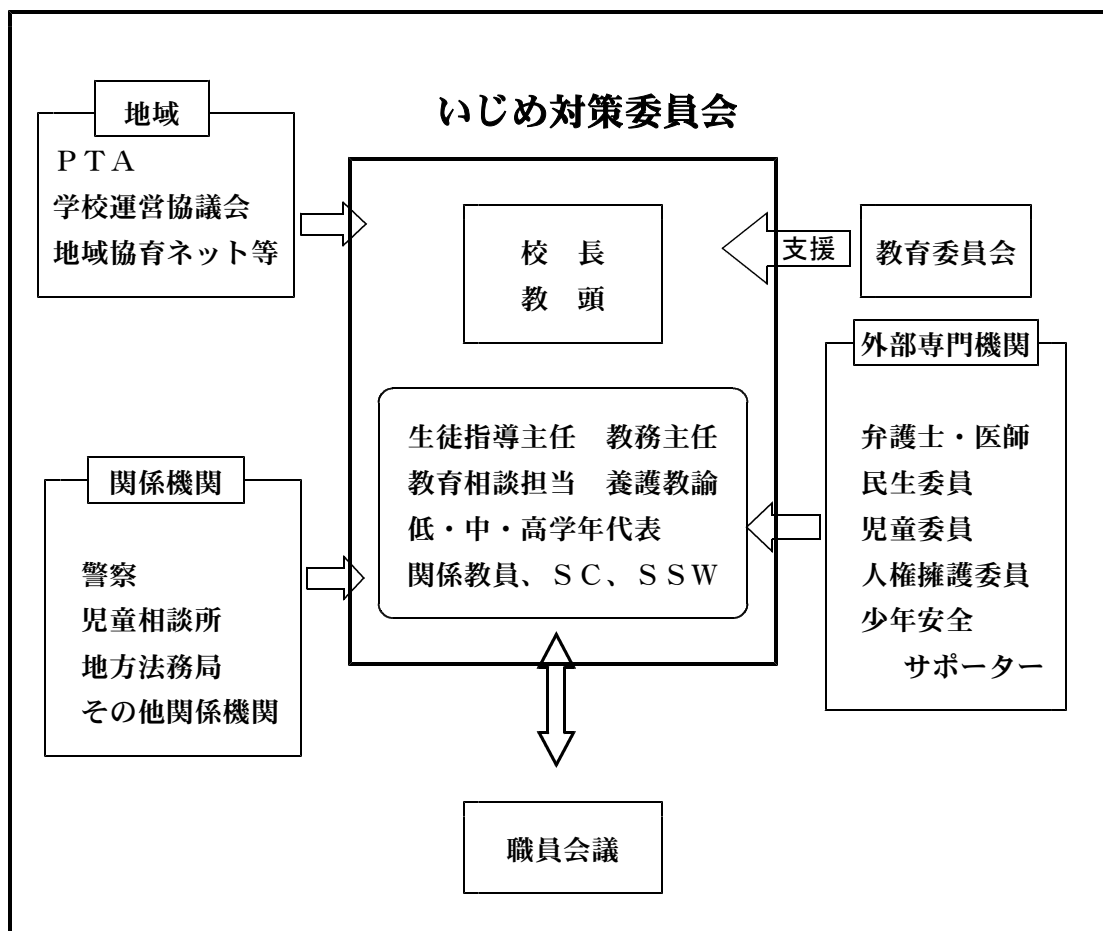
#### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、低・中・高学年代表、SC、SSW、いじめ事案に関係する教員等

#### (3) 協議内容

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの未然予防、早期発見・早期対応、重大事態への具体的対応策の作成
- ・PDCAサイクルによる具体的な年間取組計画の作成と実施、評価、改善
- ・現に起こっているいじめへの組織的な対応

(4) 組織図



4 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止【いじめ予防】のための具体的な取組

ア 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめ問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
  - ① いじめの未然防止に向けた教職員の資質向上
    - ・いじめ問題に関する校内研修を積極的に実施する。実施にあたっては、事例に基づいた具体的な研修などを行い、表面的な研修会にならないように工夫する。
    - ・教職員自身の人権意識を高め、体罰はもちろんのこと、言葉による暴力を絶対に行わない。まず、教師自身が「一人一人を大切にしている」ということを、言葉や態度で示していく。
  - ② 児童理解のための情報交換（生徒指導部会・主任会・終礼時）
    - ・学級編成では、児童の情報交換や過去の記録を参考にすることで、人間関係に配慮したクラス分けを心がける。
    - ・各学年の気になる児童についての共通理解を図り、いじめにつながらない

ように指導経過や対応について報告、話し合いを行う。具体的な対応については、全校体制で同一歩調で行う。

③ 教育相談体制の確立

- ・教育相談担当を中心に全教職員である。スクールカウンセラーを定期的に招いて気になる児童の心理状況や改善策を協議する。また、場合によっては特別支援教育地域コーディネーターとも連携していく。

④ 児童の行動観察

- ・給食時間、休み時間、掃除時間等、できるだけ児童とふれ合う機会をもち、言動を観察すると同時に、信頼関係の構築を図る。
- ・学級での全員遊びや縦割り班遊びを推進して、お互いをしっかり知る場にする。また、教師も参加し、ふれ合いを大切にする雰囲気をつくっていく。

⑤ 児童の心の理解

- ・日記帳、いじめアンケート調査、楽しい学校づくりアンケート等を通して、児童の心の状態を把握する。

イ すべての学校教育活動を通した取組

- 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発信し合える支持的風土を醸成する。

- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校生活になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

① 教職員の姿勢・ルールづくり

- ・学級で、「みんなが気持ちよく過ごすためのルールづくり」を年度初めに行い、受容的で温かい雰囲気づくりをする。
- ・複数で1人を責めるような言い方は許さないという姿勢で普段から声に出して指導する。
- ・授業中は「○○さん」「○○君」を基本とし、相手の気持ちを考えた呼び方ができるようにする。
- ・「死ね」「お前」「ばか」「きもい」「うざい」など、相手が嫌になる言葉ではなく、ていねいな言葉遣いができるようにする。
- ・自分をコントロールできなくなった児童には、落ち着かせるような支援を行い、冷静になってから自分の行動を振り返るようにさせる。相手に何かをした場合は、話をよく聞き、謝罪させるようにする。また、このようなトラブルの場合は、双方の言い分をよく聞き、納得させてから下校させる。
- ・児童に応じた指導を、周囲に「特別扱い」だと感じさせないように、その児童自身の特徴について話をする機会を設け、周囲の理解を促していく。併せて、本人自身にも、人との関わり合いにおいて、好ましい言動・好ましくない言動があることを繰り返し指導していく。
- ・特定の児童がマイナスイメージのレッテルを貼られないように、全体の場で特定の児童を指導する際には十分配慮する。

- ・日頃から、みんなが平等であるという立場で指導にあたる。特に、言葉遣いには注意し、気になる発言には毅然とした態度で指導にあたるようにする。また、言葉遣いや言い方の悪さは不公平やいじめにつながることを指導する。
- ・ものの言い方に気を付け、相手が納得するように話すことを指導する。
- ・自分の言動を振り返り、反省点がきちんと理解できる指導を心がける。
- ・日頃から、自分のことを相手にきちんと言葉で伝える指導を心がける。特に気になる児童には、指導を積極的に行うことで、集団の中に自分から入っていくことの大切さに気付かせる。
- ・SNS を通じてのコミュニケーションをとる時や、インターネットを介したゲーム機等を使用して友だちと遊ぶ時に、仲間外しをしたり、友達が嫌な思いをするような言葉遣いや遊び方をしないように、学年に応じた指導を定期的に行う。

#### ② 各教科・総合的な学習の時間

- ・児童の実態に即した分かる授業を行う。達成感や自己肯定感を味わうことのできるような授業を行う。
- ・グループ活動や体験活動等を通して、人とのつながりや協力ということを学ばせ、認め合ったり支え合ったりすることの大切さに気付かせる。

#### ③ 道徳科

- ・全ての内容項目を満遍なく扱い、自分も相手も大切にしようとする心情を育てる指導をする。
- ・道徳の授業を通して、「いじめをしない」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・いじめ問題を取り扱うことは、人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする場であることをしっかりと認識する。

#### ④ 特別活動等

- ・学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動において、いっそう主体的に取り組めるような場の設定をする。
- ・友達との協力の大切さを感じ、達成感を味わうことのできる体験を通じて協調性や自己肯定感を醸成していく。

### ウ 「いじめ対策委員会」等による組織的な取組

- 生徒指導部会、主任会、終礼時に、「生徒指導上の情報交換」という時間を設け、全教職員が気になる児童の情報や問題として捉えた事案について共通理解をする。このような、素早い情報共有が図られる体制を生かして、様々な問題行動やいじめにつながるかもしれない事案について協議し、緊急性のある場合はすぐにサポート会議を開き、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、担任等で組織的に対応する。



- いじめ対策委員会を学期1回（6・11・2月）に開き、生徒指導主任を中心に、いじめの未然防止のための具体的な取組について決定、見直しをしていく。

#### エ 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、協働して解決を図るようにする。そのためにも、学校をさらに家庭や地域に開かれた学校にしていく。
- 家庭や地域から寄せられるいじめ等の情報には、学校として誠意のある対応をしていく。

##### ① 保護者との連携

- ・ いじめの問題に対する学校としての姿勢を PTA 総会や行事等、機会あるごとに示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことができるようにする。

##### ② 地域社会との連携

- ・ 日頃の学校の様子や児童の様子を学校便りや学年便り・学級便り、ホームページ等で家庭・地域に発信していく。
- ・ PTA はもとより、学校運営協議会、結愛ネット、由宇地区学校安全サポート会議等の関係機関や「とどける家庭教育」支援員と連携を図り、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

### (2) 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】のための具体的な取組

#### ア 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行っていく。
- ・ 校長、教頭、生徒指導担当等が、日頃から定期的に校内の見回りを行い、児童の言動を観察し、校内の様子把握に努める。気付きは、関係の担任に連絡したり終礼の時に全教職員に情報として知らせたりする。
- ・ 児童が困ったことを相談しやすい窓口を広げておく。養護教諭と担任が連携し、気になる児童への対応を保健室でもできるようにしておく。また、教育相談担当や生徒指導担当が情報を共有するようにし、管理職へ報告をする。

#### イ いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

- ・担任は、日頃の行動観察や実態把握に努め、気になるところは終礼で全教職員に知らせる。
- ・気になる児童は、教師の目の届きやすい位置の席にし、周囲の座席にも配慮するとともに、児童間の言動に気を付けておく。
- ・「いじり」や「からかい」も受けた側が苦痛を感じていけばいじめだという認識をもち、「いじり」や「からかい」があった場合は、その場でその行為を指導する。
- ・気になる児童に寄り添い、定期的に面談し、状況を把握する。
- ・担任が、絆づくりのための場や機会を与える。その中で、児童の様子を観察しながら実態に則した支援方法を考えていく。また、教師間で協力して対応する。
- ・週一回のいじめアンケートを実施し、気になる児童と面談し、状況把握に努めると共に、必用に応じて終礼で職員が共通理解する。また、担任は適切な対応を検討したり助言したりする。

#### ウ 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
  - ・学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
  - ・地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺、公園、児童がよく立ち寄る場所については、児童の様子について情報収集に努め、必要に応じて計画的に巡回指導等を行う。
  - ・地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

### (3) 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】のための具体的な取組

#### ア 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめの対策組織にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組を実効的に行う。
- 必要に応じて、子ども支援課、児童相談所、警察等の外部専門家の活用も行う。
- 全校体制でいじめの解消、根絶に向けた取組を推進する。
  - ・事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聞き取りに等により、状況等の詳細を確認する。
  - ・「いじめ対策委員会」を開き協議する。（場合により、職員会議の開催）
  - ・いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が対応する。
  - ・いじている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

- ・周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等）が担当する。
- ・いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・いじている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
- ・PTA等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が対応する。
- ・教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

## イ 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
  - ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
  - ・本人の要望等を聞きながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじている児童への指導
  - ・当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聞き、実態をできる限り正確に把握する。
  - ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。また、いじめは、被害児童・加害児童の保護者にも苦痛を与えることを認識させ、いじめは絶対にしてはならない、二度としないことを約束させる。
  - ・指導の際には、叱責や注意だけでなく、なぜそのような行為に及んでしまったのかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾けるように配慮する。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
  - ・周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになると考え指導を行う。
    - ☆はやしたてていた児童…いじめていたことと同じであることを認識させる。
    - ☆傍観していた児童…見て見ぬふりをしていたことが、いじめられていた児童にとってはどんなに悲しいことであったかを認識させ絶対にいじめを許してはいけないことや、いじめを制止すること、少なくともだれか教職員、身近な大人に相談することの必要性を指導する。
  - ・周りの児童が、いじめを報告してきた場合には、その勇気を賞賛すると同時に、申し出たことを秘密にし、いじめをしている児童からの仕返しから、絶対に守ることを約束する。
- いじめのアフターケア
  - ・いったん「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、十分気を付けて全教職員でしっかり見守っていく。

- ・関係児童の様子を注視すると同時に、いじめを受けていた児童との定期的な面談を行うことで、寄り添った指導を継続していく。

#### ウ インターネットや携帯電話等を利用した、いじめへの対応

- インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ゲーム機等の危険性）についての研修会を全教職員で行う。
- 全校児童にゲーム・インターネットの正しい利用方法や、匿名性により子どもが簡単に加害者にも被害者にもなる危険性についての指導を行う。
- インターネットや携帯電話等でのいじめが発覚した場合も、基本的な対応は同様であるが、実際にオンラインゲームや SNS アプリ上の書き込み等の現状を確認し、専門家を加えて速やかに対応し、被害を最小限に抑える。

#### エ 教育相談のあり方

- 教育相談機能の充実を図り、いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等に当たる。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有する SC と連携した個別支援をする。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けた SSW による保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
  - ・いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
  - ・いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導するが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点をあてた指導にも考慮する。

#### オ 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的に SC や SSW を活用する。
  - ・特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSW を活用した支援を検討する。
  - ・解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

#### カ 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
  - ・開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
  - ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導、対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

- 学校と関係機関との連携
  - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力をを行う。
  - ・ 平素から、少年安全サポーターや所管警察署との連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

(4) 重大事態への具体的対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

ア 重大事態への判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、以下のことが考えられる。

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守る必要があれば、毅然とした厳しい対応を行う。また、その際には保護者の理解を十分に得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし対応していく。
- 適切に関係機関との連携を図る。

ウ 調査委員会の設置

- 重大事態であると判断したときには、市教育委員会の指示のもとに、直ちに調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査委員会には、県教委が委嘱している FR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として調査を行う。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に繋げる。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

#### エ 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童の自殺が起きた時の調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士等）を構成員として調査等を行う。

#### オ 再調査について

- 再調査は、市首長部局が行うが、学校は、様々な側面から協力する。

#### カ 留意すべき事項

- 専門家等による調査が実施される際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- 児童の保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。